

動物、ペット

○犬や猫を飼うとき

(1) 犬の登録

犬の大きさに関係なく、生後 91 日以上の子犬を飼う場合は、飼いはじめてから 30 日以内に、登録の申請をしなければなりません。

生後 90 日以前の仔犬は、生後 91 日以上になったときから 30 日以内に登録の申請をしてください。

問い合わせ先 西宮市動物管理センター 0798-81-1220

登録申請を行えば「鑑札」が交付されますので、それを必ず犬の首輪につけてください。

登録は、一度行えばその犬の一生有効です。飼い犬の死亡、転居したり他人に犬を譲るなど、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに住所地の市区町村の役所の窓口に届け出をしてください。

(2) 狂犬病予防注射

生後 91 日以上の子犬は、毎年 1 回狂犬病予防注射を受ける必要があります。狂犬病予防注射は、近くの動物病院（獣医師）で行っています。狂犬病予防注射を受ければ、「狂犬病予防注射済票」が交付されますので、鑑札と同様、首輪につけておいてください。

毎年 4 月頃には「集合注射」といって、日や時間を決めて公園などで、狂犬病予防注射の集団接種を行っています。市政ニュースや市ホームページに集合注射を行う場所と時間が掲載されますのでご覧ください。また、西宮市に犬の登録をしている飼い主には、直接封書等で通知されます。

(3) その他

集合住宅の中にはペットの飼育を禁止しているところがあります。集合住宅でペットを飼育する場合は、賃貸契約書を事前に確認してください。また、散歩中の犬の糞尿の始末は飼い主の責任です。糞は袋などを用意して持ち帰ってください。尿は、尿をした後を水で流すようにしてください。

西宮市動物管理センターでは、犬猫の習性、生理、生態、飼い方についてのご質問やご相談を受け付けています。 0798-81-1220

※注 詳しくは日本語が分かる人を介してお問い合わせください。